

さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業実施要領

第1 事業の趣旨

さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業の実施については、さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業補助金交付要綱（令和5年6月14日付け生振第365号。以下「交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の内容

- 1 交付要綱第2条に定める補助の対象となる事業の経費は、交付要綱別表に定めるもののほか、別表第1のとおりとする。
- 2 補助対象経費の3分の1以内を、予算の範囲内で補助するものとする。また、事業費の下限、補助金額の上限等は別表第1のとおりとする。なお、過剰投資を防止し、適正な施設等の整備を推進するため、原則として事業費を5千万円未満とし、これを超える申請については補助金額を定額とする。

第3 事業の実施

1 事業実施主体

交付要綱第2条別表に定める事業実施主体は、次表の要件を満たすものとする。

事業実施主体	内容
・認定農業者 ・認定新規就農者 ・農業協同組合等 ・市町村 ・公社 ・民間事業者	「認定農業者」及び「認定新規就農者」とは、「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定農業者及び認定新規就農者で、事業実施計画の承認日までにそれぞれ認定を受けており、かつ有効期間内であること。また、令和5年度事業については、事業完了までに認定等の取得が見込まれる者を含む。
	「農業協同組合等」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人、任意組織（集落営農組織、機械共同利用組織）等）をいう。
	「民間事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、以下を全て満たす者とする。 ・さつまいも苗の生産実績を有する。 ・さつまいも苗生産量の過半を千葉県内で生産している。 ・さつまいも苗生産量の過半を千葉県内のさつまいも生産者に販売している。 ・本事業で整備した施設、導入した設備・資材で生産したさつまいも苗は県内のさつまいも生産者に販売する。

2 事業対象品目

千葉県内で生産されるさつまいもとする。

3 事業の実施期間

本事業は、単年度で完了することを原則とする。

4 事業対象地区

事業の対象地区は、事業の受益地が原則として農業振興地域内の農地であるか、市街化区域内の生産緑地（都市計画法及び生産緑地法に規定された「生産緑地」としての農地）であることとする。

ただし、農業振興地域に含まれない市街化調整区域にあつては、さつまいも及び当該地区が、農業に関する基本構想等の振興計画に振興する品目、保全すべき農地として記載されているか、記載される見込みであることとする。

第4 事業実施計画の協議

（1）事業実施主体は、さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業実施計画書（以下、「実施計画書」という。）を別記1 実施計画書様式により作成し、それぞれ誓約書・役員等名簿（別記誓約書・役員名簿様式）を添えて、市町村長へ協議するものとする。

また、一つの事業実施地区の範囲が、2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として主たる市町村長とする。

なお、事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合にあっては、知事に協議できるものとする。

（2）市町村長は、当該計画が地域のさつまいも振興にとって適切と認められる場合は、実施計画書に誓約書・役員等名簿を添えて、別記様式第1号により所轄の農業事務所に提出するものとする。

（3）農業事務所長は、市町村長から提出のあった実施計画書の内容を確認の上、知事宛てに進達するものとする。

（4）知事は、市町村長から提出のあった実施計画書を審査し、適当と認められる場合はこれを承認し、事業実施主体又は市町村長へ通知するものとする。

（5）（4）の通知を受けた市町村長は、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

（6）別表第2で定める実施計画の重要な変更は、第4の（1）から（5）までの手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事に届け出るものとする。

第5 事業の採択

事業の採択については、本要領第2及び第3に記載する要件を満たす者の中から、

別表第3で定める「さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業配分基準」に基づき事業実施計画ごとにポイントを算定し、ポイントが上位の事業実施計画から順に予算の範囲内で採択するものとする。

第6 事業達成状況等の報告

- 1 事業実施主体は、事業終了の翌年度から計画で定めた目標年度までの間、当該年度の事業の達成状況を、別記様式第2号さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業達成状況等報告書により、市町村長及び所轄農業事務所を経由して知事へ提出するものとする。
- 2 前項による所轄農業事務所への提出期限は、報告年度の翌年度の5月末日とする。

第7 整備施設等の管理運営

事業実施主体は、整備する施設等について、効率的かつ適正な管理運営を行うものとする。

第8 事業実施上の留意点

1 適正事業費・規模

補助事業費は、当該地区及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。

2 中古品の取扱い

補助の対象とする施設は、新築・新品又は新設によるほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地区及び事業の実情に即し必要があると認められる場合は、増築・改築・併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用に係る事業を補助の対象とすることができる。

中古設備は、残存耐用年数が2年以上あるもの、法定耐用年数を経過している場合は販売店等による2年間以上の保証があるものに限り、補助の対象とすることができる。

3 更新施設整備等の禁止

既存の施設・設備の代替として同種・同能力のものを再度整備・導入すること（いわゆる更新）は、補助の対象としない。

4 用地買収及び造成費用等の取扱い

補助の対象とする施設整備に伴う用地の買収に要する経費又は補償費、並びに造成等に要する経費は、補助の対象としない。

5 業者決定

- (1) 機種及び業者決定をする場合は、入札又は3者以上による見積り合わせを原則とする。

(2) 実施設計の取扱い

入札等に必要の実施設計については、設計事務所等に依頼する場合のみ補助対象とし、事業実施主体が自ら作成するのに要する経費は補助対象としない。

6 切り替え・二重申請の禁止

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは認めない。ただし、令和5年度『輝け！ちばの園芸』次世代産地整備支援事業については、同事業の申請取り下げを要件に実施中であっても切り替えることができることとする。

また、本事業と同一の補助対象経費に対し、他の補助事業との二重申請は認めないものとする。

7 農業用廃プラスチックの処理

農業用プラスチックフィルムを使用する施設を導入する場合は、その処理対策を各実施計画に明確に記載するものとする。

8 施設共済等への加入

施設の新規導入にあたっては、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険または施工業者による保証等に参加するものとする。

9 関係法令の遵守

本事業の実施にあたっては、農地法（昭和27年法律第229号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令・規定等を遵守するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

(附則)

- 1 本事業実施要領は、令和5年度事業から適用する。
- 2 令和5年6月14日から施行する。

別表第 1

事業区分	補助対象経費	備 考
1 苗の生産・供給体制の整備	(1) 育苗用施設（パイプハウス、鉄骨補強パイプハウス等）の整備に要する経費（施工費含む） ※ 自力施工の場合は、資材の購入経費のみを対象とし、施工費は補助対象外 (2) 電熱線、トンネル資材など育苗に必要な保温設備・資材の導入に要する経費 ・設備・資材購入費 ・設備・資材の設置工事費	事業費下限 1,000 千円(税込)
2 貯蔵施設の整備	(1) 定温貯蔵庫の整備に要する経費 (2) 貯蔵用コンテナの導入に要する経費 ※ コンテナは定温貯蔵庫の整備と一体的な導入に限る	(2) の補助金額上限 1,000 千円 /事業実施主体

別表第 2 事業実施計画の重要変更事項

1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業実施地区の変更 4 事業区分の廃止 5 事業実施主体にかかる事業費の 30 パーセントを超える増減又は補助金の増
--

別表第3 さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業配分基準

1 苗の生産・供給体制の整備

現況値ポイント
・現状の千葉県内におけるさつまいもの栽培面積が30a以上 ※ 苗生産のみの場合は、苗の販売数量から推計 ※ 事業実施主体が農業協同組合等の場合、集荷数量から推計 ※ 栽培面積1aあたり<u>0.02ポイント</u>を乗じた値をポイントとする。 例) 3.56ha = 7.12ポイント 4.0 ha = 8ポイント 5.5 ha = 11ポイント

成果目標ポイント
・事業実施後、千葉県内におけるさつまいもの栽培面積を30a以上増加させる。 ※ 苗生産のみの場合は、苗の販売数量から推計 ※ 事業実施主体が農業協同組合等の場合、集荷数量から推計 ※ 栽培面積1aあたり<u>0.01ポイント</u>を乗じた値をポイントとする。 例) 30a 増加 = 0.3ポイント 70a 増加 = 0.7ポイント 1.0ha増加 = 1ポイント 3.0ha増加 = 3ポイント

特別ポイント

事業実施主体が下記項目に該当すればポイントを獲得できるものとする。

分 類	項 目	ポイント
健全苗 の生産	ウイルスフリー苗を用いた育苗に取り組んでいる。	2
	土壌診断を実施するなど、適切な施肥設計に基づいた育苗に取り組んでいる。	2

2 貯蔵施設の整備

現況値ポイント
・現状の千葉県内におけるさつまいもの栽培面積が3ha以上 ※ 事業実施主体が農業協同組合等の場合、集荷数量から推計 ※ 栽培面積1aあたり<u>0.05ポイント</u>を乗じた値をポイントとする。 例) 3.56ha = 17.8ポイント 4.0 ha = 20 ポイント 5.5 ha = 27.5ポイント

成果目標ポイント
・事業実施により整備する貯蔵庫のさつまいも貯蔵量を150a分以上にする。 ※ 貯蔵量の換算面積1aあたり<u>0.05ポイント</u>を乗じた値をポイントとする。 例) 150a = 7.5ポイント 200a = 10 ポイント 350a = 17.5ポイント

特別ポイント

事業実施主体が下記項目に該当すればポイントを獲得できるものとする。

分 類	項 目	ポイント
健全苗による生産	ウイルスフリー苗を用いたさつまいも生産を行っている。	2
持続可能な生産	さつまいも以外の品目との輪作体系を実践している。	2

別記様式第1号

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○○市町村長
(事業実施主体の代表者)

○年度さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業実施計画の協議について

このことについて、○年度さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業を別添計画書のとおり実施したいので、さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業実施要領第4の規定により協議します。

別記様式第 2 号

さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業達成状況等報告書
(報告対象年度 年度)

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○○市町村長
(事業実施主体の代表者)

このことについて、さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業実施要領第 6 の規定により別紙のとおり報告します。

別記誓約書様式

誓 約 書

令和○年○○月○○日

千葉県知事 ○○○○ 様

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

⑩

補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））がさつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認の写しを添付すること。
- ※ 電子申請の場合は、申請者が原本（誓約書・役員等名簿）を保管すること。